

秩父地域森林活用等創出支援事業補助金交付要綱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、秩父地域森林活用等創出支援事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 交付要綱第3条における補助金の交付対象者で、住民の組織する団体にあつては原則以下のとおりとする。

- (1) 団体の構成員は3名以上
- (2) 活動の目的、内容、組織などを定めた規約を有すること
- (3) 補助事業の完了後5年は活動を継続できること

2 前項の規程にかかわらず、次の各号に掲げる団体については、補助の対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動を目的とする団体
- (2) 法令等に違反する活動を行っている団体
- (3) その他会長が適当でないと認めた団体

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、交付要綱の別表に定めるほか、秩父圏域の森林・林業・木材業等の振興に寄与するもので、地域の雇用や定住につながる事業。

2 前項の規程にかかわらず次の各号に掲げる事業は補助の対象としない。

- (1) 活動の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (2) その他会長が適当でないと認めた事業

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、交付要綱に定めた交付申請書のほかに以下に定める書類を添付するものとする。

- (1) 団体の活動を証明する書類
- (2) 規約、総会等の資料
- (3) 団体名簿

(その他)

第5条 この細則によりがたいもの又は定めのないものについては、その都度会長と協議しなければならない。

附 則

この細則は、平成24年5月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。